

# 一般質問通告書

東村山市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記の通り一般質問の通告をする。

2014 年 5 月 27 日

質問者 4 朝 木 直 子

東村山市議会議長殿

## 1 各種募金活動の問題点について

### (1) 小中学校における募金活動について

- ① 市内各小中学校で募金活動を行っている学校は何校あるか。
- ② 学校内での募金活動はいつ、どのような経過で始まったのか。
- ③ 学校での募金活動はどのような位置づけで行っているか。
- ④ それぞれどのような方法で行っているか。具体的かつ詳細に伺う。
- ⑤ 募金の種類と募金額、学校ごとに。
- ⑥ 収入のない子どもに募金をさせることについて問題があるのではないか。
- ⑦ 経済的事情などで募金ができない子どもに対する配慮がないと思うが見解は。

### (2) 自治会や老人会における募金について

- ① 市や社会福祉協議会からの各種募金が自治会や老人会を通して行われているが、個別訪問による募金となっている場合が多く、半強制的になっているのが実態である。実態を把握しているか。
- ② 社協や市老連への指導をどのように行っているか。
- ③ 募金活動が個別訪問により行われていることについて、どのような見解か。

以上、募金活動について総括的に伺う。

## 2 リサイクルセンター管理棟落札業者の破産について

- ① 「三鷹くりいく」破産について、通知を受けるまでの経過を詳細に伺う。
- ② 3月5日の入札業者の参加資格の審査はいつ、どのように行ったか。「三鷹くりいく」に対して、どのような確認をしたか
- ③ 「三鷹くりいく」に対して入札保証金はどのようにしたか、都市整備委員会の報告では自己破産の通知があったとされたが、新聞報道では、2回の手形不渡りで銀行取引停止処分を受け負債総額 3 億 5 千 3 百万円で倒産したとある。具体的経過を伺う。

- ④ 3月議会の一般質問で、菊池建設を名指しした談合情報があったが、菊池建設に事情を聞いただけで「談合を認められなかった」と市が判断した。談合情報は「最終的に、菊池建設が契約する」というものであったが、入札から2ヶ月で落札した業者が破産した。今後の業者選定はどのように行うか。都の指示の内容を伺う。
- ⑤ 落札し工事契約をしてからわずか2ヶ月で業者が破産したが、市の責任をどのように考えているか。
- ⑥ どこまで工事は進んだか、その工事費はいくらか。
- ⑦ 保険対応はどの範囲か。今回の損害をすべてカバーできるか。
- ⑧ 新たな予定価格積算方法を伺う。
- ⑨ 業者の破産により、工事の遅延はどの程度か。補助金への影響はないか。

以上、リサイクルセンター管理棟工事について、総括的に伺う。

### 3 市民センター等、職員が常勤していない施設の

#### 使用料積算における、職員人件費について

##### (1) 職員人件費の使用料への積算について

- ① 市職員が常駐していない施設で、使用料の積算に職員人件費が入っている施設は。
- ② 各施設の職員人件費の積算根拠。
- ③ 各施設の職員の職務を具体的詳細に伺う。

##### (2) 文教委員会等、これまでの答弁について、詳細に説明を求める

- ① これまでの答弁で、例えば市民センターの年間人件費900万円の職務内容は市民センターの貸出受付と使用料の集金と許可証の発行等とのことであるが、一日に、貸出受付の件数、使用料の集金に要する時間、許可証の発行件数をそれぞれ伺う。
- ② 青葉町集会所の職員人権費は月額20万円積算されているようであるが、職務内容の集金業務と備品の補充について、集金に要する時間と、月に平均どの程度の備品を補充しているのか、伺う。

以上について、総括的に伺う。